

北信高等学校体育連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は北信高等学校体育連盟と称し、事務局を会長の指定する学校におく。

第2条 本連盟は北信地区の高等学校を以って組織する。

第3条 本連盟は高等学校の体育・スポーツ全般の振興を図ることを目的とする。

第2章 事 業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 高等学校体育大会の開催
2. 高等学校体育に関する調査・研究
3. 体育関係諸団体との連絡・調整
4. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 役 員

第5条 本連盟には次の役員を置く。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 3名 |
| 3. 理事長 | 1名 |
| 4. 理事 | 各専門委員長が兼ねる |
| 5. 評議員 | 各校1名（定・通・地域キャンパスのある学校はそれぞれからも1名） |
| 6. 専門委員長 | 各専門部1名 |
| 7. 専門委員 | 各専門部若干名 |
| 8. 監事 | 3名 |
| 9. 事務局長 | 1名 |
| 10. 幹事 | 若干名 |

第6条 会長は評議員会で選出し、本連盟を代表する。

第7条 副会長は評議員会で選出し、会長を補佐し会長の事故ある時はこれに代わる。

第8条 理事長は評議員会で選出し、会長が委嘱する。

第9条 理事は専門委員長がこれに当たり、会長の指示を受けて会務を執行する。

第10条 評議員は加盟高等学校代表者1名とする。ただし、定・通・地域キャンパスのある学校はそれぞれからも代表1名を出す。

第11条 専門委員長は専門委員会で選出し、会長が委嘱する。

第12条 専門委員は専門部で選出し、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

第13条 監事は評議員会で選出し、会計の監査をする。

第14条 事務局長及び幹事は会長が委嘱し、庶務・会計を行う。

第15条 会長、理事長、事務局長、幹事の任期は3年とし、その他の役員は2年とする。ただし、再任は妨げない。また補欠の者は前任者の任期を継ぐ。

第4章 会 議

第16条 本連盟の会議は次の通りとする。

1. 評議員会
2. 理事会
3. 専門委員会
4. その他の会議

第17条 評議員会は本連盟の最高議決機関であり、年1回以上会長が招集し、次のことを行う。

1. 事業計画及び事業報告の審議・決定
2. 予算及び決算の審議・承認・決定
3. 役員の選出及び承認
4. 会則の変更
5. その他目的の達成に必要な事項の審議・決定

第18条 理事会は必要に応じ会長が招集し、本連盟の運営についての原案を作成し大会開催に関する連絡・調整を行う。

第19条 専門委員会は必要に応じ会長が招集し、本連盟の大会の計画、運営に関する事項を扱う。

第20条 会議はその構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、文書を以って出席に代えることができる。議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 会 計

第21条 本連盟の経費は、次のものを以ってこれにあてる。

1. 分担金
2. 大会参加料
3. 補助金
4. その他

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第23条 本連盟の監査は年1～2回とする。

第6章 附 則

第24条 本規約の内規及び細則は別に定める。

第25条 本連盟には下記の書類を備える。

1. 加盟校名簿
2. 備品台帳
3. 役員名簿
4. 事業記録
5. 会計簿
6. 会議録
7. その他事業実施上必要な書類

なお、会計簿・会議録・登録者名簿・認知書・プログラムの保管期間は5年とする。

昭和24年5月1日施行

平成13年2月16日改正

昭和52年2月10日改正

平成14年2月22日改正

昭和56年4月17日改正

平成21年2月19日改正

平成2年4月14日改正

平成24年2月23日改正

平成6年12月13日改正

平成25年2月26日改正